

学生インターン事業（協働型課題解決ワークショップ） の取扱いに関する協定書

学生インターン事業（協働型課題解決ワークショップ）実施要綱（令和5年2月27日付4公東観地事第1517号。以下「要綱」という。）第3第3項に基づき、公益財団法人東京観光財団（以下「甲」という。）と《大学名》（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

第1 事業の目的

都内の観光協会等（以下「協会等」という。）が抱える課題解決に向けて、協会等とゼミが協働で別紙のとおり協働型課題解決ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を実施することで、新たな視点を取り入れた地域の取組を推進するとともに、地域への理解促進や将来の地域活性化の担い手を育成することを目的とする。

第2 報酬及び費用弁償等

甲は、乙に所属するゼミ及びゼミ学生に対して賃金、報酬及び手当等その他的一切の金品を支給しない。ただし、ワークショップの実施にかかる交通費等の旅費及び財団が必要と認める経費の一部または全部を乙に所属するゼミに対して支給することができる。

第3 ゼミ及びゼミ学生の責務

ゼミ及びゼミ学生は、ワークショップの相手方となる協会等と協働してワークショップの実施にあたらなければならない。

- 2 ゼミ及びゼミ学生は、ワークショップの相手方である協会等の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 ゼミ及びゼミ学生は、ワークショップ実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、ワークショップを終えた後も同様とする。
- 4 ゼミ及びゼミ学生は、本協定書の規定を遵守するため、甲に対して、要綱第3第4項に定める誓約書（以下「誓約書」という。）を事前に提出しなければならない。

第4 ワークショップ中における事故責任等

乙又はゼミは、ワークショップ期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に入し、ワークショップ中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 ゼミ学生が、故意又は過失により本協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、乙及びゼミは、これにより協会等及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

第5 ワークショップを変更又は中止する場合について

甲は、ゼミ及びゼミ学生が、本協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、ワークショップを変更又は中止することができる。この場合、甲は乙及びゼミにその旨通知するものとする。

- 2 甲は、感染症の状況や天変地異、その他政治状況の劇的な変化等があったときは、ワークショップを変更又は中止することができる。この場合、甲は乙及びゼミにその旨通知するものとする。

第6 ワークショップ証明書の交付

甲は、乙又はゼミがワークショップ実施内容等について証明を求めたときはこれをを行うものとする。

第7 個人情報の取扱

甲は、法令等に定めのある場合を除き、ゼミ学生の個人情報等、本事業の過程で収集した個人情報について、本人の同意なく本事業の目的以外には使用せず、第三者提供を行わない。

- 2 甲は、前項により収集した個人情報の管理については万全を期す。また、ワークショップ終了後、本事業運営上保有の必要がなくなった時点で速やかに個人情報の破棄を行う。

第8 その他

要綱及び本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年　　月　　日

甲 公益財団法人東京観光財団事務局長

乙